

# 補償金にまつわる「なるほど!!」セミナーのご案内

補償金のことってどこに  
相談したらいいのかな!?



「なるほど!!」セミナーでは”補償金をもらったら税金はかかるの?”などの悩みが相談できます!

**セミナー参加費** 1,000 円 コーヒー付き 

**講師**



税理士 藤田 智代



司法書士 筧 由紀子



# 補償金にまつわる「なるほど!!」セミナー申込書

回数	日時	題名	概要
1回目	4月5日(土) 13:00 } 15:00	受け取った補償金の納税と申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補償金には税金はかかるの?</li> <li>●補償金を受け取った場合、確定申告は必要なの?</li> <li>●補償金を受け取った場合の、確定申告の概要</li> <li>●確定申告義務が無い人の申告の意味は?</li> </ul>
2回目	4月19日(土) 13:00 } 15:00	買換え特例と5,000万円特別控除の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5,000万円特別控除って?</li> <li>●買換え特例って何?</li> <li>●買換え特例を使うとどうなるの?</li> </ul>
3回目	5月10日(土) 13:00 } 15:00	土地・建物の名義変更の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分名義でなければ補償金は受け取れない</li> <li>●登記簿の取り方は?</li> <li>●登記簿の見方は?</li> <li>●登記簿の名義変更を行うには?</li> <li>●ケーススタディ(相続人の中に亡くなった方がいる場合の遺産分割協議書)</li> </ul>

氏名	電話番号 また メールアドレス	セミナー 参加番号
----	-----------------------	--------------

- 参加希望者多数の場合は、弊社よりスケジュール調整(新規スケジュールで開催を検討)のご連絡を差し上げます。
- ご記入頂いた個人情報は、内部資料を作成する目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。

**FAX 番号: 03-5943-5558**

参加を希望される方は必要事項をお書きの上、下記にFAXしてください。電話またはメールでも受け付けております。



補償金にまつわる  
なるほど!!  
セミナーのご案内

# 道路拡幅で 補償金を受け取る 皆さまへ

初めまして。

NFコンサルティング株式会社と申します。

当社はこれまで道路の拡幅などで補償金を受け取られた方々に対して税金や相続のお手伝いを数多く行って参りました。

立退きや移転補償金に関する確定申告や相続などに精通しております。

## まずは何でもご相談ください。

大阪市立大学経済学部卒業後、日本ネスレ株式会社にて営業に従事。相続・譲渡所得を中心とした資産税に特化した税理士をめざして税理士事務所開業。税理士だけでは本当の意味でお客様のお役にたてないと感じ、弁護士など他の専門家と一緒にお客様の相談にのるNFコンサルティング株式会社を設立し、代表取締役就任。

代表取締役 税理士 藤田 智代



税理士・司法書士・社労士で運営する税金・相続・年金・登記・法律のすべてを行う総合コンサルタント

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1-14-6 番ビル 2F  
NFなんでも相談事務局メールアドレス  
[nf@nandemo-soudan.info](mailto:nf@nandemo-soudan.info)  
<http://nf-consulting.net/>

NFコンサルティング株式会社

## NFなんでも相談事務局

【お電話受付時間】  
午前10:00～午後8:00

# ☎ 03-5943-5559